

鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱（平成28年鹿屋市告示第250号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 国の基準による訪問型サービス」を「第2章 指定相当訪問型サービスに係る基準」に、「第3章 国の基準による通所型サービス」を「第3章 指定相当通所型サービスに係る基準」に、「第4章 市の区域外の事業所に係る基準の特例」を「第4章 雑則」に改める。

第2条第1項第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 指定相当訪問型サービス 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準に従って行われる第1号事業（以下「指定相当第1号事業」という。）に該当する第1号訪問事業として行うサービスをいう。
- (2) 指定相当通所型サービス 指定相当第1号事業に該当する第1号通所事業として行うサービスをいう。
- (3) 指定相当訪問型サービス事業実施者 指定相当訪問型サービスの事業を実施する者をいう。
- (4) 指定相当通所型サービス事業実施者 指定相当通所型サービスの事業を実施する者をいう。

第2条第1項第6号中「第1号事業費用基準額」を「第1号事業支給費基準額」に、「第1号事業に」を「当該第1号事業に」に改め、同項第8号を次のように改める。

- (8) 介護予防支援事業者等 介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）の実施者をいう。

第3条を次のように改める。

（指定相当第1号事業の一般原則）

第3条 指定相当訪問型サービス事業実施者及び指定相当通所型サービス事業実施者（以下この条において「指定相当第1号事業実施者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定相当第1号事業実施者は、指定相当第1号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の第1号事業実施者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定相当第1号事業実施者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定相当第1号事業実施者は、指定相当第1号事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 5 指定を受けることができる法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者は、法人（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は当該法人の役員等（役員又は経営に事実上参加している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合を除く。）とする。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 指定相当訪問型サービスに係る基準

第4条中「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービスの事業」に、「又は省令第140条の62の4第2号に規定する基準に該当する心身の状態（以下「基準該当状態」という。）の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態」を「の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）」に改める。

第5条第1項及び第2項を次のように改める。

指定相当訪問型サービス事業実施者が当該事業を実施する事業所（以下「指定相当訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定相当訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定相当訪問型サービス事業実施者が

指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定相当訪問型サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定相当訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

第5条第4項中「国の基準による訪問型サービス事業」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同条第5項中「指定第1号訪問型サービス事業所」を「指定相当訪問型サービス事業所」に改め、同条第6項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に改め、「指定介護予防訪問介護事業者又は」を削り、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、「指定介護予防訪問介護又は」を削り、「事業が」を「事業とが」に、「第1項から第4項まで」を「、前各項」に改める。

第6条中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「指定第1号訪問型サービス事業所」を「指定相当訪問型サービス事業所」に改め、同条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第1項中「指定第1号訪問型サービス事業所」を「指定相当訪問型サービス事業所」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同条第2項中「指定第1号訪問型サービス事業者が指定介護予防訪問介護事業者又は」を「指定相当訪問型サービス事業実施者が」に、「国の基準による訪問型サービスの事業と指定介護予防訪問介護又は指定訪問介護の事業が」を「指定相当訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業とが」に改め、「国の基準による訪問型サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定介護予防訪問介護の事業であるときは旧介護予防指定サービス基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を、指定訪問介護であるときは」を削る。

第8条第1項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービ

ス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に、「重要事項に関する規程」を「運営規程」に改め、同条第2項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第58条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第8条第4項から第6項までの規定中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に改める。

第9条中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改める。

第10条中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「指定第1号訪問型サービス事業所」を「指定相当訪問型サービス事業所」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に、「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第11条第1項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に、「被保険者資格、要支援認定等の有無、要支援認定等の有効期間」を「被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間（省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者にあつては、被保険者資格及び介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）の該当の有無）」に改め、同条第2項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改める。

第12条の見出し中「要支援認定等の申請」を「要支援認定の申請等」に改め、同条第1項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に、

「基準該当状態の判断」を「事業対象者の判定」に、「第5条第2号に規定する手続」を「第6条第1項に規定する事業対象者の判定」に改め、同条第2項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に改め、「又は基準該当状態の判断」を削り、「手続」を「申請」に改める。

第13条中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に、「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第14条の見出し中「地域包括支援センター等」を「介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者」に改め、同条第1項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に、「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改め、同条第2項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に、「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第15条中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に、「法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントによる支援により利用者ごとに作成される計画（以下「介護予防サービス・支援計画」という。）の作成を地域包括支援センターに依頼する」を「介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画（介護予防ケアマネジメントにより作成される計画を含む。）を含む。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者等（介護予防ケアマネジメントによる支援は地域包括支援センターに限る。）に依頼する」に、「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「市」に、「地域包括支援センターに関する情報」を「介護予防支援事業者等に関する情報」に改める。

第16条の見出し中「介護予防サービス・支援計画」を「介護予防サービス計画」に改め、同条中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「介護予防サービス・支援計画」を「介護予防サービス計画」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改める。

第17条の見出し中「介護予防サービス・支援計画」を「介護予防サービス計画」

に改め、同条中「指定第１号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「介護予防サービス・支援計画」を「介護予防サービス計画」に、「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第18条中「指定第１号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に改める。

第19条第１項中「指定第１号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に、「介護予防サービス・支援計画」を「介護予防サービス計画」に改め、同条第２項中「指定第１号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改める。

第20条第１項中「指定第１号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「の規定による支払に係る国の基準による訪問型サービス」を「に規定する第１号事業支給費の支給を受けることのできる指定相当訪問型サービス」に、「国の基準による訪問型サービスに係る第１号事業費用基準額」を「指定相当訪問型サービスに係る第１号事業支給費基準額」に改め、同条第３項中「指定第１号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「指定第１号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「前項」を「前２項」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

- ２ 指定相当訪問型サービス事業実施者は、第１号事業支給費の支給を受けることのできない指定相当訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当訪問型サービスに係る第１号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

第21条中「指定第１号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービスに相当するサービス」に改める。

第22条の見出し中「市町村」を「市」に改め、同条中「指定第１号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型

サービス」を「指定相当訪問型サービス」に、「市町村」を「市」に改め、同条第1号中「又は基準該当状態」を削り、「若しくは」を「、又は」に改める。

第23条中「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改める。

第24条第1項及び第2項中「指定第1号訪問型サービス事業所」を「指定相当訪問型サービス事業所」に改め、同条第3項第1号中「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「この条」を「この項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、指定相当訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第25条中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「指定第1号訪問型サービス事業所」を「指定相当訪問型サービス事業所」に、「規程」を「規程（以下この章において「運営規程」という。）」に改め、同条第4号中「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第26条中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改める。

第27条第1項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に、「指定第1号訪問型サービス事業所」を「指定相当訪問型サービス事業所」に改め、同条第2項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「指定第1号訪問型サービス事業所」を「指定相当訪問型サービス事業所」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サー

ビス」に改め、同条第3項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 指定相当訪問型サービス事業実施者は、適切な指定相当訪問型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第27条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第27条の2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定相当訪問型サービス事業実施者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第28条第1項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に改め、同条第2項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「指定第1号訪問型サービス事業所」を「指定相当訪問型サービス事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定相当訪問型サービス事業実施者は、当該指定相当訪問型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定相当訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護

員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定相当訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定相当訪問型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第29条中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「指定第1号訪問型サービス事業所」を「指定相当訪問型サービス事業所」に、「第25条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程」に改め、「認められる重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、重要事項を記載した書面を当該指定相当訪問型サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定相当訪問型サービス事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第1項中「指定第1号訪問型サービス事業所」を「指定相当訪問型サービス事業所」に改め、同条第2項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「指定第1号訪問型サービス事業所」を「指定相当訪問型サービス事業所」に改め、同条第3項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に改める。

第31条中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「指定第1号訪問型サービス事業所」を「指定相当訪問型サービス事業所」に改める。

第32条の見出し中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改め、同条中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改める。

第33条第1項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同条第2項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に改め、同条第3項中「指定第1号訪問型サービス事業者」

を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同条第4項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第33条の2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等（指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。）又は居宅要支援被保険者等（省令第140条の62の4第1号又は第2号に該当する者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第34条中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定相当訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定相当訪問型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

第35条第1項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に、「地域包括支援センター等」を「介護予防支援事業者等」に改め、同条第2項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に改め、同条第3項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第35条の2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定相当訪問型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を

定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定相当訪問型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定相当訪問型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第36条中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「指定第1号訪問型サービス事業所」を「指定相当訪問型サービス事業所」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改める。

第37条第1項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に改め、同条第2項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同項第1号中「介護予防訪問介護計画」を「訪問型サービス計画」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「市町村」を「市」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第39条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第38条の見出し及び同条第1項中「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同条第2項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同条第3項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に、「要介護状態」を「要介護状態等」に改め、同条第4項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に改め、同条第5項中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改める。

第39条の見出し中「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同条中「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同条第2号中「介護予防訪問介護計画」を「訪問型サービス計画」に改め、同条第3号中「介護予防訪問介護計画」を「訪問型サービス計画」に、「介護予防サービス・支援計画」を「介護予防サービス計画」に改め、同条第4号から第6号までの規定中「介護予防訪問介護計画」を「訪問型サービス計画」に改め、同条第12号中「第10号」を「第12号」に、「介護予防訪問介護計画」を「訪問型サービス計画」に改め、同号を同条第14号とし、同条第11号中「介護予防訪問介護計画」を「訪問型サービス計画」に改め、同号を同条第13号とし、同条第10号中「介護予防サービス・支援計画」を「介護予防サービス計画」に、「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号中「介護予防訪問介護計画」を「訪問型サービス計画」に、「1月」を「1か月」に、「介護予防サービス・支援計画」を「介護予防サービス計画」に、「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第40条の見出し中「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同条中「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に改め、同条第1号中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に、「鹿屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年鹿屋市条例第31号）第33条第7号」を「指定介護予防支援等基準第30条第7号」に改め、同条第2号中「指定第1号訪問型サービス事業者」を「指定相当訪問型サービス事業実施者」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 指定相当通所型サービスに係る基準

第41条中「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービスの事業」に改める。

第42条第1項中「指定第1号通所型サービス事業者が国の基準による通所型サービスを行う」を「指定相当通所型サービス事業実施者が当該事業を実施する」に、「指定第1号通所型サービス事業所」を「指定相当通所型サービス事業所」に、「以下「指定第1号通所型サービス事業従業者」」を「以下この章において「通所型サービス従業者」」に改め、同項第1号及び第2号中「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改め、同項第3号中「国の基準による通所型サービスの」を「指定相当通所型サービスの」に、「国の基準による通所型サービスを」を「指定相当通所型サービスを」に、「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に改め、「指定介護予防通所介護事業者（旧介護予防サービス指定基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は」を削り、「の指定」を「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定」に改め、「指定介護予防通所介護（旧介護予防サービス基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）又は当該」を削り、「の事業が」を「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが」に、「国の基準による通所型サービス、指定介護予防通所介護又は指定通所介護」を「指定相当通所型サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護」に、「この節及び次節」を「この条、次条及び第45条」に改め、同条第2項中「当該指定第1号通所型サービス事業所の」を「指定相当通所型サービス事業所の」に、「指定第1号通所型サービス事業所において」を「指定相当通所型サービス事業所において」に、「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に、「この節から第4節まで」を「この章」に改め、同条第3項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改め、同条第4項及び第5項中「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改め、同条第6項中「指定第1号通所型サービス事業所」を「指定相当通

所型サービス事業所」に改め、同条第8項中「指定第1号通所型サービス事業者が指定介護予防通所介護事業者又は指定通所介護事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者」に、「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に、「指定介護予防通所介護又は指定通所介護」を「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護」に改め、「、指定介護予防通所介護の事業であるときは旧介護予防サービス指定基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を」を削り、「第93条第1項から第7項まで」を「第93条第1項から第6項まで」に、「満たすこと」を「、指定地域密着型通所介護の事業であるときは指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までを満たすこと」に改める。

第43条中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「指定第1号通所型サービス事業所」を「指定相当通所型サービス事業所」に改め、同条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第44条に見出しとして「（設備）」を付し、同条第1項中「指定第1号通所型サービス事業所」を「指定相当通所型サービス事業所」に、「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改め、同条第3項中「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改め、同条第4項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改め、同条第5項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「指定介護予防通所介護事業者又は指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者」に、「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に、「指定介護予防通所介護又は指定通所介護」を「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護」に改め、「、指定介護予防通所介護の事業であるときは旧介護予防サービス指定基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を」を削り、「満たすこと」を「、指定地域密着型通所介護の事業であるときは指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすこと」に改める。

第45条第1項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「法第115条の45の3第3項の規定による支払に係る国の基準

による通所型サービス」を「第1号事業支給費の支給を受けることのできる指定相当通所型サービス」に、「国の基準による通所型サービスに」を「指定相当通所型サービスに」に、「第1号事業費用基準額」を「第1号事業支給費基準額」に改め、同条第4項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の例によるものとする。

第45条第3項を削り、同条第2項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「前項」を「前2項」に改め、同項第4号中「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定相当通所型サービス事業実施者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない指定相当通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当通所型サービスに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

第45条の次に次の1条を加える。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第45条の2 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、指定相当通所型サービス事業所の従業者の管理及び指定相当通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、当該指定相当通所型サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

第46条中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「指定第1号通所型サービス事業所」を「指定相当通所型サービス事業所」に改め、同条第2号中「指定第1号通所型サービス事業」を削り、同条第4号、第5号及び第7号中「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

（10）虐待の防止のための措置に関する事項

第47条第1項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に、「指定第1号通所型サービス事業所」を「指定相当通所型サービス事業所」に改め、同条第2項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「指定第1号通所型サービス事業所」を「指定相当通所型サービス事業所」に、「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改め、同条第3項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「指定第1号通所型サービス事業従業者」を「通所型サービス従業者」に改め、同項に後段として次のように加える。

その際、当該指定相当通所型サービス事業実施者は、全ての通所型サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第47条に次の1項を加える。

- 4 指定相当通所型サービス事業実施者は、適切な指定相当通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所型サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第48条中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改める。

第49条第1項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「対する防災対策マニュアルを策定するとともに」を「関する具体的計画を立て」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 指定相当通所型サービス事業実施者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第50条第1項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に改め、同条第2項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指

定相当通所型サービス事業実施者」に、「指定第1号通所型サービス事業所」を「指定相当通所型サービス事業所」に、「必要な措置」を「次の各号に掲げる措置」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定相当通所型サービス事業所において、通所型サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第50条の次に次の1条を加える。

（地域との連携等）

第50条の2 指定相当通所型サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定相当通所型サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定相当通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定相当通所型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定相当通所型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

第51条第1項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に、「市町村」を「市」に、「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者」に改め、同条第2項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に改め、同条第3項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「国の基準による通所型サービス」

を「指定相当通所型サービス」に改め、同条第4項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改める。

第52条第1項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「指定第1号通所型サービス事業従業者」を「従業者」に改め、同条第2項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改め、同項第1号中「介護予防通所介護計画」を「通所型サービス計画」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「市町村」を「市」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第55条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第53条中「第29条から第34条まで及び第36条」を「第27条の2、第29条から第33条まで、第35条の2及び第36条」に、「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービスの事業」に、「これらの規定中「第25条」とあるのは「第46条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定第1号通所型サービス事業従業者」」を「第8条第1項中「第25条に規定する運営規程」とあるのは「第46条に規定する規程（以下「運営規程」という。））」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定相当通所型サービス事業所の従業者」と、第23条、第27条の2第2項、第29条第1項並びに第35条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定相当通所型サービス事業所の従業者」」に改める。

第54条の見出し及び同条第1項中「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改め、同条第2項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改め、同条第3項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に、「要介護状態」を「要介護状態等」に改め、同条第4項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に改め、同条第5項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「国の基準による通所型サービス」を「指

定相当通所型サービス」に改める。

第55条の見出し中「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改め、同条中「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改め、同条第2号中「指定第1号通所型サービス事業所」を「指定相当通所型サービス事業所」に、「介護予防通所介護計画」を「通所型サービス計画」に改め、同条第3号中「介護予防通所介護計画」を「通所型サービス計画」に、「介護予防サービス・支援計画」を「介護予防サービス計画」に改め、同条第4号中「指定第1号通所型サービス事業所」を「指定相当通所型サービス事業所」に、「介護予防通所介護計画」を「通所型サービス計画」に改め、同条第5号中「指定第1号通所型サービス事業所」を「指定相当通所型サービス事業所」に、「介護予防通所介護計画」を「通所型サービス計画」に改め、同条第6号中「介護予防通所介護計画」を「通所型サービス計画」に改め、同条第12号中「第10号」を「第12号」に、「介護予防通所介護計画」を「通所型サービス計画」に改め、同条第14号とし、同条第11号中「指定第1号通所型サービス事業所」を「指定相当通所型サービス事業所」に、「介護予防通所介護計画」を「通所型サービス計画」に改め、同条第13号とし、同条第10号中「指定第1号通所型サービス事業所」を「指定相当通所型サービス事業所」に、「介護予防サービス・支援計画」を「介護予防サービス計画」に、「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改め、同条第12号とし、同条第9号中「指定第1号通所型サービス事業所」を「指定相当通所型サービス事業所」に、「介護予防通所介護計画」を「通所型サービス計画」に、「1月」を「1か月」に、「介護予防サービス・支援計画」を「介護予防サービス計画」に、「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者等」に改め、同条第11号とし、同条中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第56条の見出し中「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービ

ス」に改め、同条中「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に改め、同条各号中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に改める。

第57条第1項中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に、「指定第1号通所型サービス事業所」を「指定相当通所型サービス事業所」に、「指定第1号通所型サービス事業従業者」を「従業者」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「指定第1号通所型サービス事業者」を「指定相当通所型サービス事業実施者」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 雑則

第58条を次のように改める。

(電磁的記録及び電磁的方法)

- 第58条 第1号事業実施者及び指定相当第1号事業として行うサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第53条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 第1号事業実施者及び指定相当第1号事業として行うサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第29条に2項を加える改正規定（第3項を加える部分に限る。）及び第53条の改正規定（第29条第3項の規定を準用する部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。